留萌市保育士に係る保育所利用者負担額免除要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、留萌市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する規則（平成２７年留萌市規則第１４号）第６条第１項第４号の規定について、社会福祉法人留萌萌幼会（以下「萌幼会」という。）が運営する保育所における保育士の確保及び離職防止を図るため、保育士の保育所利用者負担額を免除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所をいう。

⑵　小規模保育事業所　法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業所を運営する留萌市内の事業所をいう。

（免除要件）

第３条　利用者負担額の免除を申請できる保育士は、次のいずれにも該当するものとする。

⑴　１年以上継続して保育所（留萌市外を含む。）において勤務した経験があること。

⑵　萌幼会が運営する保育所に原則週３６時間以上勤務する雇用契約となっていること。

⑶　当該保育士の児童が萌幼会が運営する保育所又は小規模保育事業所に入所し、かつ、利用者負担額が発生していること又は発生する見込みがあること。

（免除の適用）

第４条　利用者負担額の免除は、当該保育士が保育業務を開始した日が月の初日の場合にあっては、その日の属する月からとし、月の初日以外の場合にあっては、その日の属する月の翌月とし、保育業務をしなくなった日の属する月までの利用者負担額について適用する。

　（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。